

リモ車内案内放送広告のお取扱いについて

1 申請条件

(1) 案内放送対象駅

東部丘陵線全9駅

(2) 案内放送内容

施設等の名称のみとする。

ただし、当社が施設の案内に必要な内容と認める場合を除く。

(3) 案内放送期間

・新規又は変更に係る経費を申請者が負担をする場合を除き、開始から3年間とし、期間中に案内放送内容を変更することはできない。

・継続の場合は、1年度（4月1日から3月31日まで）を単位とする。

ただし、新規又は変更後、最初の継続が年度途中から開始となる場合は、継続から最初の3月31日までとする。

(4) 料金

・施設の名称1件につき1年度60万円

ただし、藤が丘駅及び八草駅を対象とする場合は1年度30万円

・支払は、1年度毎に前払いとする。

ただし、期間の始まりが年度の途中となる場合は、開始から最初の3月31日までを月割りで算出した額

また、案内放送期間の終わりが年度の途中となる場合は、4月1日から案内放送期間の終わりまでを月割りで算出した額

2 申請手続き

(1) 提出書類（A4サイズ）

車内案内放送広告申請書（様式1）

(2) 提出先

愛知高速交通(株)企画営業グループ 電話0561-61-4781

(3) 申請時期

開始希望日の3ヶ月前までに申請してください。

3 承認通知

承認の可否は、原則として申請書受付日から1ヶ月以内に、当社から申請者あてに書面で通知します。ただし、申請内容に修正を要した場合等は、期間を延長する場合があります。

なお、承認の後、別途契約書による契約を締結していただきます。

4 変更・中止申請について

(1) 提出書類 (A4サイズ)

車内案内放送広告中止申請書 (別紙2)

(2) 提出先

愛知高速交通(株)企画営業グループ 電話0561-61-4781

(3) 申請時期

期間終了の4ヶ月前までに申請してください。

平成 年 月 日

車内案内放送広告申請書

愛知高速交通株式会社 行

申請者



案内放送対象駅	
施設名称 (放送内容)	
放送期間	
そ の 他	

注：参考資料があれば添付のこと。

平成 年 月 日

車内案内放送広告変更・中止申請書

愛知高速交通株式会社 行

申請者



案内放送対象駅	
施設名称	
申請内容	変更・中止 (いずれかに○)
変更の場合 その内容	
そ の 他	